

南青葉台むつみ会 会則

制 定 昭和52年(1977年)11月20日

一部改正 平成18年(2006年)4月1日

一部改正 平成21年(2009年)4月1日

一部改正 平成26年(2014年)4月1日

一部改正 平成16年(2016年)4月1日

一部改正 令和3年(2021年)4月1日

注) 下線部が最新改正(追加・変更)箇所 一部改正 令和4年(2022年)4月1日

第1条(名称) 本会は、南青葉台むつみ会と称する。

第2条(会員及び班)本会は、南青葉台地域在住の60歳以上の住民を以て会員とする。

2. 居住地が近接する会員10数名を単位に班を構成するが、当会への入退会希望者は、班の代表者である班長に申し出る。

3. 会員が娯楽として自主的に運営するクラブ活動のみに参加し、総会、祝賀会等本会員全体を対象とする事業に参加しないものを準会員とする。

第3条(目的) 会員相互の親睦を図り、社会参加(社会貢献)並びに教養・娯楽(リクリエーション)の充実を図ることにより、会員の健康で明るく平穏な生活を営めるよう努めることを目的とする。

第4条(事業) 第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 例会は原則として偶数月の第4日曜日に開き、奇数月の第一日曜日には茶話会を開く。

なお年度初め(4月)の例会は、会長が総会として原則第2日曜日に開き、前年度の事業及び決算報告、当年度の役員等人事、事業計画及び予算案ほかについて審議し、出席会員の過半数の承認を得る。

また必要やむを得ない事情のあるときは、会長裁量により上記例会、総会及び茶話会の日程の変更、中止或いは臨時に開くことができる。

(2) 原則として9月15日に敬老祝賀会を開く。

(3) 原則として1月15日に新年祝賀会を開く。

(4) 会員の教養を高め、健康増進のための研修会を開く。

(5) 会員の趣味向上のためのクラブ活動を行う。

(6) 地域美化をはじめとする社会貢献活動を行う。

(7) その他会員の親睦・娯楽のための行事を随時行う。

(8) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5条(会費) 会費は年額4,000円とし、4月と10月に半額を徴収する。但し年度途中に入会した会員は月割りとし、臨時の出費はその都度徴収する。

なお一旦徴収した会費は、原則として返還しない。

2. 第2条2項に規定する準会員の会費は年額2,000円とし、4月と10月に半額を徴収する。但し年度途中に入会した会員は、月割りとする。
なお臨時の出費はその都度徴収する。また元会員で当地域外に転居した準会員の会費は免除する。

第6条(役員) 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長 2名以上、会長を補佐し会長不在のときは、予め会長が指名する副会長が、会長を代行する。
- (3) 会計 1名、会計処理を担当し、必要に応じて会計報告を行う。なお副会長が兼任することができる。
- (4) 会計幹事 1名、会計監査を担当する。
- (5) 幹事 若干名、第4条の事業を円滑に行うため、会長及び副会長を補佐する。
- (6) 女性部長 1名、河内長野市老人クラブ連合会(以下「市老連」という)の主催業務に参加する。
- (7) 若手委員 1名、市老連の主催業務に参加する
- (8) 相談役 1年に限り前会長が務め、会の運営について相談に応じる。

第7条(役員選出及び任期) 会長及び副会長の選出は会員の互選によるものとし、他の役員は会長が委嘱する。

役員任期は1年とし、留任を妨げない。なお任期中に退任の事態が生じたときは、遅滞なく前条に基づき後任者を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

第8条(役員会) 会長は必要に応じて第6条の役員を招集して役員会を開き、当会の運営全般について審議し、その結果に基づき執行する。

第9条(班長及び菓子・弁当・誕生祝及び旅行係) 班長は、班員の互選により選出され任期は1年とし、留任を妨げない。その任務は会員の入退会の受付を行い、班員相互の連絡及び調整を図る。また菓子・弁当・誕生祝係は、例会等集会時に出す湯茶、菓子類、弁当等飲食物及び誕生祝い品の調達及び接待を担う。更に旅行係は、バスツアー等の企画及び運営を担う。なお班長及び菓子・弁当・誕生祝及び旅行係は役員の内兼任が可能とする。

第10条(病気見舞) 1か月以上の入院または自宅(転地を含む)療養の会員には、見舞金5,000円を贈る。

第11条(餞別) 会員歴1年以上の会員が転出等で退会するときは、餞別金として3,000円を贈る。

第12条(弔意) 会員逝去のときは、弔慰金5,000円をご遺族に贈る。

第13条(慰労) 当会に以下の功労等があった会員には、金一封を贈る。

- (1) 役員を5年以上務めたときは、退任時に功労金10,000円を贈る。
- (2) 班長、菓子・弁当・誕生祝係及び旅行係を3年以上務めたときは、退任時に3,000円を贈る。
- (3) 当会の諸事業に関連して外出に自家用車を使用するとき、加賀田中学校区内250円、同中学校区外500円、市外は公共機関実費を交通費として支給する。

第14条(米寿、白寿及び金婚式祝) 数え年で米寿(88歳)、白寿(99歳)を迎える会員及び金婚式(結婚歴萬50年)を迎える夫婦会員には、祝金10,000円を贈る。

第15条(会則変更) 本会則の追加、変更等は総会の承認による。

付 則 本会則は、令和4年4月1日から一部改正施行する。